



介護・福祉

障害のある人のために

本 福祉課 松 住民福祉課

※ 身体障害者手帳

身体に障害のある人がいろいろな援護を受けるために必要な手帳で、次のような障害がある人に交付されます。

障害の種類	等級
視覚障害	1～6級
聴覚障害	2～4級・6級
平衡機能障害	3級・5級
音声・言語・そしゃく機能障害	3級・4級
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1～6級
内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害)	1級・3級・4級
肝臓機能障害	1～4級
免疫機能障害	1～4級

※上肢・下肢障害の等級は7級までありますが、7級の障害の場合、単独では身体障害者手帳は交付されません。
※体幹障害は1～3・5級。

※ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳で、その人の状態により1～3級が交付されます。

※ 療育手帳

知的障害のある人がいろいろな援護を受けるために必要な手帳で、心身障害者福祉センター・児童相談所の判定により、次のような障害の程度に合わせた手帳が交付されます。

最重度	A1
重度	A2・A3
中度	B1
軽度	B2

※各種手当・年金の支給要件など、詳しくはお問い合わせください。

※ 特別障害者手当

身体障害、知的障害または精神障害などで著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人に支給されます。
※本人や扶養義務者の所得により支給されない場合があります。また、施設に入所している場合や3か月以上継続して入院している場合は支給されません。

※ 障害児福祉手当

身体障害、知的障害または精神障害で重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の子どもに支給されます。
※本人や扶養義務者の所得により支給されない場合があります。また、施設に入所している場合は支給されません。

※ 心身障害者扶養共済制度

心身に障害のある人を扶養する人が加入者となり(加入時に65歳未満であること)、毎月一定の掛け金を支払えば、万一、加入者が死亡または重度障害者になったとき、障害者に終身一定の年金を支給します。

加入資格	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている障害者を扶養する人
掛け金	加入者の年齢や所得により異なります。
加入口数	支払い年金月額
一口	20,000円
二口	40,000円

※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 在宅重度障害児介護手当

身体障害者手帳(1級)を有する児童、および療育手帳(A1・A2)を有する児童の保護者に対して手当てが支給されます。月額1,000円。
※施設に入所している場合は支給されません。

〈広告〉



介護の不安は何でもご相談ください



住宅型有料老人ホーム～えーる～

こんな時にご相談ください

- 一人暮らしが不安になってきた
- 清潔で安心できる環境を探している
- 看取りまで対応できる施設を探している



デイサービスセンター～えーる～

こんな時にご相談ください

- 日中の居場所がほしい
- 体力・歩行力の低下が心配
- 家族の介護負担を減らしたい

ヘルパーステーション～えーる～

こんな時にご相談ください

- 自宅での生活を続けたい
- 身の回りのことが少し難しくなってきた
- 家族の負担を減らしたい



「清潔・医療・リハビリ。すべてがそろう安心。」

医療・清潔・リハビリ・在宅支援まで、すべてがそろった安心の体制で、毎日の暮らしを快適に守りながら、「できる力」を大切に、その人らしい生活を最後まで支えます。



さちえん 027-381-8866
安中市郷原556-3

営業時間：9:00～18:00 【定休日：年中無休】

ご相談承っております。詳しくは一度お電話にてお問い合わせくださいませ。



▶ 障害者の医療

※ 自立支援医療(精神通院)

指定医療機関の外来における精神疾患の医療が自己負担額1割で受けられます(所得や疾病の状態により月額の上限が設定される場合があります)。所定の申請書と診断書などの提出により受給者証を交付します。

※ 自立支援医療(更生医療)

身体障害者が、指定医療機関において医療(心臓手術、じん移植手術など)を受けることにより、日常生活または職業生活に適応するよう障害を除去または軽減できる場合に自己負担額が1割に軽減されます(所得や疾病の状態により月額の上限が設定される場合があります)。所定の申請書と医師意見書などの提出により受給者証が交付されます。

※ 自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある児童または、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術などの治療を行う場合に、自己負担額が1割に軽減されます(所得や疾病の状態により月額の上限が設定される場合があります)。所定の申請書と医師意見書などの提出により受給者証が交付されます。

▶ 障害者・難病患者などの日常生活の援助

※ 補装具の交付・修理

就業や日常生活の向上のために、歩行補助杖、白杖、補聴器、義足、義手、車いすなどの補装具の交付・修理を行っています。所得に応じた自己負担があります。※介護保険が優先される場合があります。

※ 日常生活用具の給付

身体に重度の障害のある人および難病患者などに、居宅でより快適に生活ができるように、日常生活用具を給付しています。所得に応じた自己負担があります。

障害の種類	給付用具
下肢・体幹機能障害・難病患者など	入浴担架、入浴補助用具、特殊寝台、移動・移乗支援用具、体位変換器など
上肢障害・難病患者など	特殊便器など
視覚障害	ポータブルレコーダー・点字タイプライター・体重計・時計・拡大読書器など
聴覚障害	ファクス・屋内信号装置・情報受信装置など
内部障害	ストマ用装具など
そのほか	火災警報器・自動消火器など

※ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付します。

▶ 対象者

小児慢性特定医療費医療受給者証を持っている児童(各給付種目により、対象者の指定があります)。

▶ 利用者負担

所得に応じた自己負担があります。

※ 難聴児補聴器等購入等支援事業

軽・中度難聴のある児童の補聴器等の購入、更新又は修理に要する費用の一部を助成します。

▶ 対象者

身体障害者手帳の交付対象にならない軽・中度の難聴で、市に住所のある18歳未満の児童(聴力レベルや保護者の所得に制限があります)。

※ 医療的ケア支援

医療的なケアを必要とする人で、看護師を配置していない保育所・学校・施設などに看護師を派遣し、たんの吸引・経管栄養などの比較的短時間に処置が完了する医療行為を行います。所得に応じた自己負担があります。

※ 移動支援事業

居宅で生活している人で、屋外での移動に著しい制限のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。所得に応じた自己負担があります。

※通院、通学および通勤などの利用は対象外です。同行援護または行動援護の給付が優先される場合があります。

▶ 対象者

身体障害者手帳1・2級を所持する人、身体障害者手帳を所持する視覚障害のある人、療育手帳を所持する人、精神障害者保健福祉手帳を所持する人

※ 日中一時支援事業

日中において、介護者が家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り、障害のある人に活動の場を提供し、社会に適応するための日常生活の訓練などを行います。所得に応じた自己負担があります。

▶ 対象者

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人

※ 登録介護者事業・サービスステーション事業

介護する保護者が都合により介護ができなくなった場合に、本市に登録している介護者や契約しているサービスステーションに一時的に介護を依頼します。

▶ 対象者

在宅の知的障害児(者)、重度身体障害児(者)(65歳以上を除く)、中軽度身体障害児

▶ 費用

登録介護者利用:30分150円、サービスステーション利用:30分350円

※今後、金額は変更になる場合があります。



介護・福祉

※ 思いやり駐車場利用証制度

群馬県と協定を結んだ施設などにある思いやり駐車場を、優先的に利用できる利用証を発行します。

▶ 対象者

手帳をお持ちの人(※1)、介護保険認定者(要介護以上)、特定疾患医療受給者、妊産婦(妊娠7か月～産後1年の人)、傷病者(※2)

- ※1 手帳については障害の種類、部位、級により異なりますのでお問い合わせください。
- ※2 傷病者については医療機関が発行した傷病名の方かる書類が必要です。

※ 自動車運転免許取得費用補助

肢体不自由による身体障害者手帳を所持し該年度の所得税年額12万円以下の人で、群馬県公安委員会の指定した自動車教習所で免許を取得するための費用の一部を補助します。

▶ 補助額

所得に応じて補助率が変わります(補助基準限度額21万円)。

※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 身体障害者自動車改造費の補助

該年度の所得税年額12万円以下の人を対象に、肢体不自由および聴覚障害による身体障害者手帳所持者が所有する車を、本人が運転しやすいように制御装置などを設置する改造費用の一部を補助します。

▶ 補助限度額 10万円 ※必ず改造前にご相談ください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 住宅改造費の補助

1・2級の下肢・体幹機能障害、1級の視覚障害または1・2級の上肢障害(ただし、両上肢ともに4級以上)の身体障害者手帳所持者がいる世帯で、該年度の市民税所得割額が16万円未満の世帯を対象に、障害者が暮らしやすい住宅に改造するための費用の一部を補助します。

▶ 補助限度額 50万円 ※必ず改造前にご相談ください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 人工透析などの通院交通費の助成

じん臓や小腸の機能に障害があり身体障害者手帳を所持する人で、人工透析療法や中心静脈栄養法、経腸栄養法による医療を受けている人に、その医療を受けるための通院に要した交通費(自宅から医療機関の間)の一部を助成します。※所得要件があります。

※ 難病患者福祉手当

指定難病に該当する人で、診断書もしくは特定医療費(指定難病)受給者証や小児慢性特定医療費医療受給者証を持つ人に、福祉手当(月額2,000円)を支給します。※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 人工肛門および人工膀胱造設者福祉手当

人工肛門および人工膀胱の造設者に対し福祉手当(月額2,000円)を支給します。※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 手話通訳者、要約筆記者の派遣

聴覚障害者が、手話通訳者または要約筆記者の派遣を必要とするときに、本市から手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

※ 訪問入浴サービス

寝たきりなどにより家庭での入浴が困難な重度身体障害者(児)を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。

※ 在宅重度障害児・者紙オムツ購入費補助

市が定める物の中から紙オムツを選び(上限あり)、2か月に1度支給、または年間3万6,000円を上限に償還払いを行います。

▶ 対象者

3歳以上65歳未満の心身に重度の障害がある在宅で常時紙オムツが必要な人(入院や施設入所などで在宅でなくなった場合は、休止または廃止になります)。

※今後、金額は変更になる場合があります。

〈 広告 〉



聞こえる喜びが笑顔をつなく!

補聴器で
もっと楽しい
毎日を

補聴器の専門家が常駐する安中市の電気屋さん

株式会社 明胡電化

認定補聴器技能者 登録番号20-3579

営業時間 9:00 ~ 19:00 定休日:日曜日・祝日
安中市安中 3-22-23
TEL027-381-1383 FAX027-381-0945

補聴器のことならご相談ください

安中市で唯一の加盟店・認定補聴器技能者会員

一般社団法人 **日本補聴器販売店協会**

特定非営利活動法人 **日本補聴器技能者協会**
JHITA Japan Hearing Instruments Technicians Association

障害者総合支援法取扱店
安全で安心な補聴器ライフをサポート

介護リフォームや
外構工事、基礎工事も
おまかせ下さい!

多胡電化 安中市





介護・福祉

※ 在宅訪問理美容サービス

理容・美容組合の協力店が自宅を訪問してヘアークットを実施します。

▶ 対象者

理美容店に行くことが困難な障害者(詳しくは窓口にお問い合わせください)

▶ 補助内容

年間4枚を上限とし利用券を交付します。(申請月により利用券の枚数が異なります。)

※ ヘルプマークの交付

援助または配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのマークを交付します。

▶ 対象者

身体障害・知的障害・精神障害・難病疾患のある人、妊娠初期の人、その他

※ 障害者就職支度金支給事業

就労移行支援等の障害福祉サービスを利用して一般就労をした障害者に対して就職支度金を支給します。

▶ 金額

3万円

※今後、金額は変更になる場合があります。

※ ことばと発達相談室

就学前のお子さんを対象に、ことばの発達や心配ごとについての相談や、ことばの様子に応じたきめ細やかな指導などの支援を行います。

▶ 相談日時

火・木・金曜日(市役所閉庁日を除く)

午前8時30分～午後4時30分

▶ 場所・問い合わせ先など

☎ 027-345-3015

本 福祉課

▶ 備考

要予約



社会福祉

本 福祉課 松 住民福祉課

福祉全般の相談・支援

本 福祉課 松 住民福祉課

※ 民生委員・児童委員

生活上の悩みや福祉サービスを利用したいときなどに、相談に応じ、支援を行います。

※ 戦没者・戦傷病者などの援護

国により支給されている各種給付金や弔慰金などの受け付け案内をします。

※ 生活困窮者自立支援

本 福祉課

生活に困窮する人の困りごとや抱えている不安について支援員が相談を受け、就労支援など問題解決に向けた支援を行います。

※ ひきこもり相談

本 福祉課

ひきこもりの状態にある人やそのご家族に向けて相談に応じます。

※ 生活保護

本 福祉課

生活困窮者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活の保障と自立助長を図ります。

地域福祉

社会福祉協議会 ☎027-382-8397

※ 社会福祉協議会本所および支所

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉相談窓口を設置して、健康や福祉などに関する情報を提供しています。また、地域に根差した福祉活動を展開しています。

※ ボランティアセンター

ボランティアセンター

ボランティア活動を始めたい人やボランティアを必要としている人の相談に応じます。また、ボランティア保険の加入代行を行います。

▶ 開設日 毎日(祝日と12月29日～1月3日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

名称	郵便番号	所在	電話番号
本所	379-0116	安中3-19-27	027-382-8397
松井田支所	379-0292	松井田町新堀245	027-393-3948

〈 広告 〉



介護医療院 本多病院

医療と介護が必要な高齢者の長期療養が可能で、リハビリテーションでの自立支援や看取りまでの看護・介護を行います。

～医療がついた看取りのできる介護施設～

介護医療院 本多病院 介護老人保健施設 うららく
 サービス付き高齢者向け住宅 グループホーム きらら
 居宅介護支援事業所 フレンズ 在宅介護支援センターフレンズ
 訪問介護事業所 うららか 認可保育園 ひまわり保育園

SILVER WING 医療法人 信愛会 **本多病院**
<http://www.honda-hospital.jp/>
 安中市鷲宮205-1 ☎027-382-1255



ジョリエやなせで、安全・安心の生活を

利用者の意向を尊重して、多様な福祉サービスを総合的に提供いたします

社会福祉法人のぞみ
ケアハウス ジョリエやなせ
 〒379-0134 安中市築瀬500 TEL027-385-0888
 ケアハウス ジョリエやなせ

※ 高齢者福祉サービス

高齢者の皆さんが健康でいきいき生活し、地域で安心して過ごすことができるようにさまざまなサービスを提供しています。

事業名	対象者およびサービス内容等抜粋	申請窓口
配食支援	65歳以上の在宅高齢者(単身世帯・高齢者のみの世帯・同居者はいるが、日中高齢者のみの世帯)で、食事の調理が困難な人に昼食の配達を行うことにより、良好な健康状態の維持および向上を図ります。また、食事の配達を手渡しですることにより安否の確認を行います。 ※利用できるのは、昼食・週5回以内です(利用者負担あり)。 ※緊急連絡先の登録が必要になります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
見守り支援(緊急通報装置の貸与)	65歳以上の在宅高齢者(単身世帯または高齢者のみの世帯)で、健康状態や身体状況などの理由により緊急時の対応に支障のある人が対象です。固定電話の回線を使用して装置を設置します(通信料は自己負担になります)。 ※親族等の協力者を緊急連絡先として登録が必要になります。 ※申請時には担当民生委員の意見が必要になります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
在宅訪問理美容サービス	65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の人、あるいは要介護1から要介護3までの人であって、単身世帯の外出困難な人、家族が高齢などで支援を得られない人が対象です。年間4枚を限度とし利用券を交付します(申請した月によって枚数が異なります)。 ※協力店が自宅を訪問してヘアカットを実施します。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
在宅寝たきり等高齢者おむつサービス	65歳以上の在宅高齢者で、寝たきり状態または認知症により常時失禁状態にあり、排尿および排便行為に介助が必要である人を対象に、紙おむつを給付限度額以内で2ヵ月に1回給付します。入院や短期入所などで在宅を離れる場合は、休止または廃止になります。 ※対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度額が異なります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
高齢者住宅改造費補助	65歳以上の在宅高齢者で介護保険の認定を受けている人が、在宅生活の維持のために住宅を改造工事(増築・新築の場合は対象外)する場合に費用を補助します。 ※対象工事費の6分の5の額、20万円を限度として補助します。 ※工事をする前に申請・審査が必要になります。 ※要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限があります。 ※介護保険制度で受けられる居宅介護住宅改修費の申請が優先になります。 ※予算に達した時点で受付終了となります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
ごみ出しサポート	75歳以上の在宅高齢者(単身世帯・75歳以上のみの世帯)で、家庭ごみをごみステーションに自ら出すことが困難であり、親族や近隣住民、介護サービス等によるごみ出しの支援が得られない世帯を対象に、週1回、ごみの戸別収集と声掛けを行います。 ※戸別回収ボックス代3,000円が必要です。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課 フ 環境政策課
はり・きゅう・マッサージ施術料助成	70歳以上の高齢者が本市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受けたときに、施術料の一部を助成します。年間4枚を限度とし割引券を交付します(申請した月によって枚数が異なります)。 ※対象者の所得税額により交付制限があります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
温泉施設の熟年特別割引券	70歳以上の高齢者を対象に、市内2か所の温泉施設で利用できる割引券を発行します。 ※峠の湯と恵みの湯のフロントでも割引券を発行できます(本人確認が必要です)。 ※割引券は本人のみ利用できます。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
タクシー料金補助	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者などを対象にタクシー料金の一部を補助するタクシー券を交付します。 ※お住まいの地域により申請窓口が異なりますのでお問い合わせください。	【安中地域】 本 高齢者支援課 【松井田地域】 松 住民福祉課
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要介護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸出します。 ※安中市社会福祉協議会本所 軽自動車1台 普通車1台 安中市社会福祉協議会松井田支所 軽自動車1台 ※ガソリンを満タンにして車両を返却してください。	社会福祉協議会 本所: ☎027-382-8397 支所: ☎027-393-3948
車椅子の貸出	加齢や病気、けがなどで日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図るため、車椅子を貸出します(介護保険の給付が可能な人は除きます)。 ※貸出は無料です。	社会福祉協議会 本所: ☎027-382-8397 支所: ☎027-393-3948

※ 高齢者福祉施設

事業名	対象者およびサービス内容等抜粋	申請窓口
老人福祉センター (愛称:いきいき長 寿センター)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住所 安中市板鼻2086-1 ▶ 開館時間 午前9時から午後4時30分まで ▶ 風呂利用時間 午前10時から午後3時まで ▶ カラオケ利用時間 午前10時から午後3時まで ▶ 主な施設 大広間、学習室、娯楽室、浴場他 ▶ 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日(その日が土・日または月曜日に当たるときは、その後にくる火曜日が休館)・年末年始(12月28日から翌年1月4日まで) ▶ 利用料 市内居住者65歳以上 1日 無料 60歳以上65歳未満 1日100円 65歳未満の身体障害者 1日 50円 60歳未満 1日210円 市外居住者 一律 1日310円 カラオケ利用料 1曲100円 <p>※入館時に住所と年齢を確認します。 ※今後、金額は変更になる場合があります。</p>	老人福祉センター ☎027-382-2929

介護保険

本 高齢者支援課 松 住民福祉課

介護保険は、市が運営主体(保険者)となり、40歳以上の人が入会者(被保険者)になり保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部(1~3割)を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。

※ 被保険者

- ▶ 第1号被保険者
65歳以上の人
- ▶ 第2号被保険者
40~64歳の医療保険に加入している人

※ 被保険者証

- ▶ 第1号被保険者
65歳に到達する月に交付されます
- ▶ 第2号被保険者
要介護認定を受けた人に交付されます

介護・福祉

〈 広告 〉



【デイサービス】
みかん色下里見 みかん色安中 みかん色八幡
みかん色藤塚

【住宅型有料老人ホーム】
みかん色藤塚 みかん色八幡 みかん色安中

【訪問介護事業所みかん色】

幅広くスタッフ募集

シフト希望の柔軟性

充実した福利厚生

一緒に働く仲間
募集しています!

みかん色

よしだケア株式会社

よしだケア株式会社



Instagram
更新中



令和8年度の介護保険料

対象となる人		判定基準額	段階	基準額に対する割合 (基準額=78,000円)	保険料 (年額)	
住民税課税状況						
本人	世帯(※1)					
—	—	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	第1段階	0.285	22,300円	
非課税	世帯全員が非課税	本人の前年の課税年金収入額(※2) + 本人の前年の年金以外の合計所得金額(※3)	82.65万円以下	第2段階	0.485	37,900円
			82.65万円超 120万円以下	第3段階	0.685	53,500円
			120万円超	第4段階	0.9	70,200円
	課税	世帯員が課税	本人の前年の合計所得金額(※3)	82.65万円以下	第5段階	基準額
82.65万円超				第6段階	1.2	93,600円
120万円未満				第7段階	1.3	101,400円
120万円以上 210万円未満				第8段階	1.5	117,000円
210万円以上 320万円未満				第9段階	1.7	132,600円
320万円以上 420万円未満				第10段階	1.8	140,400円
420万円以上 520万円未満				第11段階	2.0	156,000円
520万円以上 620万円未満				第12段階	2.1	163,800円
620万円以上 720万円未満				第13段階	2.2	171,600円
720万円以上						

(注)

- ※1 世帯とは、4月1日現在の住民基本台帳(住民票)の世帯です。ただし、4月2日以降に転入や年齢到達で第1号被保険者になった場合は、転入日・年齢到達日現在の世帯となります。
- ※2 課税年金収入額とは、市民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、課税対象とならない年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。
- ※3 この表において、合計所得金額とは、収入ごとに必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した額の合計で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の額です。第1～5段階の人は所得税法上の公的年金等に係る雑所得を控除した額(給与が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額)を用います。合計所得金額がマイナスとなる場合は、ゼロとみなします。土地売却等に係る特別控除がある場合には、合計所得金額から長期譲渡所得に係る特別控除した金額を用います。
令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度介護保険料算定においては引き上げ前の算定方法となります(合計所得金額が前年度と変わらなければ令和7年度と同額の保険料)。

〈広告〉

あなたの生活を支える **一本の杖でありたい**

住宅型有料老人ホーム
居宅介護支援
訪問介護

やまと

〒379-0133 安中市原市3518
☎027-388-0071

やまと 介護 安中
検索

※ 保険料の納付

① 第1号被保険者

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金受給者で年金額が年額18万円以上の方は年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外の人は、納入通知書や口座振替により納めます(普通徴収)。

② 第2号被保険者

加入している医療保険の算定方式により決まります。医療保険料と合わせて納めます。

※ 介護サービスを利用するには

窓口で介護認定の申請、又は事業対象者の判定を受けてください。

① 1号被保険者(65歳以上の人)

どんな病気やケガが原因で、介護や支援が必要になったかは問われません。

② 2号被保険者(40~64歳の人)

特定疾病により介護や支援が必要になった時に、認定を受けてサービスが利用できます。特定疾病以外の交通事故や転倒などが原因の場合は介護保険は利用できません。

※ 特定疾病

- ▶ 筋萎縮性側索硬化症
- ▶ 後縦靭帯骨化症
- ▶ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ▶ 多系統萎縮症
- ▶ 初老期における認知症
- ▶ 脊髄小脳変性症
- ▶ 脊柱管狭窄症
- ▶ 早老症
- ▶ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ▶ 脳血管疾患
- ▶ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ▶ 閉塞性動脈硬化症
- ▶ 関節リウマチ
- ▶ 慢性閉塞性肺疾患
- ▶ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ▶ 末期がん

※ 申請から認定、サービス利用までの流れ

①要介護(要支援)認定の申請	本人または家族などが本市の窓口申請します
②訪問調査・主治医の意見書	▶ 本市職員または本市から委託を受けた介護認定調査員が訪問し、心身の状況などを調査します ▶ 主治医に意見書を作成してもらいます
③介護認定審査会の審査	訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、どのくらいの介護が必要か保健、医療、福祉の専門職が審査・判定します
④認定結果の通知	介護の必要度に応じて判定した結果を本人に通知します。
⑤介護サービス計画(ケアプラン)の作成	ケアマネジャーと相談してケアプランを作成します。 ▶ 事業対象者、要支援1・2の人 介護予防支援事業所(包括支援センター等)と契約し、ケアプランを作成します。 ▶ 要介護1~5の人 居宅介護支援事業所と契約し、ケアプランを作成します。
⑥介護サービスなどの利用	費用の1~3割が利用者負担になります

※ 要介護区分

要介護1・2・3・4・5	介護サービス(在宅・施設)が利用できます
要支援1・2	介護予防サービス及び生活支援・介護予防サービスが利用できます。

※ 事業対象者

事業対象者とは、65歳以上で、基本チェックリストを実施し、基準に該当した方で、生活支援・介護予防サービスが利用できます。

〈 広告 〉



社会福祉法人 **あなみか福祉会**

明嶺荘
安中市嶺240
TEL.027-385-0003

のどの荘
安中市野殿1599-1
TEL.027-382-7060

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 通所介護(デイサービス)
- 居宅介護支援(ケアプラン)



ケアホーム **えにし**
http://www.enishi2004.com

◆ ケアホームエクラ R8年6月新規オープン
◆ ブルーホームほのか
安中市原市1303-1 ☎027-380-2272

◆ ケアホームえにし
◆ デイサービスセンターえにし
◆ ケアサポーターほのか
安中市原市2-5-41-3 ☎027-384-4148

◆ ヘルパーステーションえにし
◆ デイサービスセンターえにし リアン
安中市原市2-7-8 ☎027-386-4195

◆ デイサービスセンター野々香
安中市野殿719-1 ☎027-382-8203

◆ ケアホーム風の森 ◆ デイサービスほその
安中市松井田町土塩1369-1 ☎027-393-9333

◆ 障害者グループホームにゃおんシエ・モア
安中市安中5230-3 ☎027-393-6449

笑顔ですごすための
心安らぐ憩いの場所

出会った縁(えにし)を大切に心込めたサービスを

えにしグループ
☎027-384-4148
介護でお困りの方ご相談下さい!

スタッフ募集 staff recruit
無資格、未経験でもOK!
働きながら資格が取れます!詳しくはHPにて!

※ 介護サービスなどの内容

区分	在宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス (※2)	生活支援・介護予防 サービス
事業 対象者 (※1)	受けられません		受けられません	
要支援 1・2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護予防訪問入浴介護 ▶ 介護予防訪問リハビリテーション ▶ 介護予防居宅療養管理指導 ▶ 介護予防訪問看護 ▶ 介護予防通所リハビリテーション ▶ 介護予防短期入所生活介護 ▶ 介護予防短期入所療養介護 ▶ 介護予防特定施設入居者生活介護 ▶ 介護予防福祉用具貸与 ▶ 介護予防福祉用具購入費の支給 ▶ 介護予防住宅改修費の支給 	受けられません	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護予防認知症対応型通所介護 ▶ 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(※3) ▶ 介護予防小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問型サービス(ホームヘルプサービス) ▶ 通所型サービス(デイサービス)
要介護 1～5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問介護(ホームヘルプサービス) ▶ 訪問入浴介護 ▶ 訪問リハビリテーション ▶ 居宅療養管理指導 ▶ 訪問看護 ▶ 通所介護(デイサービス) ▶ 通所リハビリテーション(デイケア) ▶ 短期入所生活介護(ショートステイ) ▶ 短期入所療養介護 ▶ 特定施設入居者生活介護 ▶ 福祉用具貸与 ▶ 福祉用具購入費の支給 ▶ 住宅改修費の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(※1) ▶ 介護老人保健施設 ▶ 介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ▶ 夜間対応型訪問介護 ▶ 認知症対応型通所介護 ▶ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ▶ 小規模多機能型居宅介護 ▶ 地域密着型介護老人福祉施設 ▶ 地域密着型通所介護 	受けられません

※1 介護老人福祉施設は、原則として要介護3以上の人が利用できます。

※2 地域密着型サービスは、原則として本市の被保険者のみ利用できます。

※3 介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の人のみ利用できます。

※ 在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	82,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

※上記の限度額に含まれないサービス

(下記のサービスは1割～3割負担で使える限度額が個別に設けられています)

- ▶ 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)……………年間10万円<自己負担1万円～3万円>
- ▶ 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)……………20万円(同一住宅)<自己負担2万円～6万円>
- ▶ 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)……………医師の場合は1か月1万280円(月2回まで)
<自己負担1,028円または2,056円>など

※施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 高額介護(介護予防)サービス

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、一定の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。対象になる人には申請のご案内をしています。

※ 高額医療合算介護(介護予防)サービス

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が一定の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。対象になる人には申請のご案内をしています。

※ 特定入所者(介護予防)サービス費

低所得の要介護者などが施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費について補給給付として支給されます。

なお、このサービス費は施設などに直接支払われ、低所得者の負担は所得に応じた限度額までとなります。

地域包括支援センター (愛称:ささえ愛センターあんなか)

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でいつまでも安心して、その人らしい生きがいのある生活を送ることができるよう、日常生活における悩みや心配事などを相談できる窓口です。介護や健康、福祉、医療などに関する様々な相談対応、支援を行っています。

▶ 主な業務内容

※ 介護予防・日常生活支援総合事業

▶ 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2、事業対象者の人が自立した日常生活を継続できるよう介護予防ケアプランの作成、サービスの利用調整などを行います。

▶ 一般介護予防事業

高齢者の皆さんが元気でいきいきとした生活が継続できるよう、介護や認知症予防の取り組みを行います。

※ 包括的支援事業・任意事業

▶ 総合相談

在宅介護、施設入所、介護保険・福祉サービスの利用、認知症への対応など、高齢者支援に関する各種相談対応、支援を行います。

▶ 権利擁護

高齢者の権利侵害や虐待等を予防するため、成年後見制度などの紹介や利用手続きの支援、虐待の早期発見・対応などを行います。

▶ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護サービス事業者や医療行政機関、地域の関係者などのネットワークづくりを行うとともに地域のケアマネージャーに対する支援などを行います。

▶ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援を担う事業主体等と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に行います。

▶ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に対する支援を行います。

▶ 地域ケア会議推進事業

高齢者が地域におけるその人らしい生活を継続できるよう、生活上の課題検討や支援ネットワークの構築、地域課題の把握、解決策の検討などを行います。

▶ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が一体的に提供できるよう連携促進を行います。

▶ 認知症高齢者見守り事業

地域の団体等による認知症高齢者の見守り体制ネットワークを構築します。

また、行方不明時の早期発見、早期対応を目的とした徘徊高齢者等事前登録制度、GPS機器の貸与、見守りシールの交付等を行います。

	担当地区	所在地	電話番号
安中市地域包括支援センター (高齢者支援課)	旧安中地域	安中2-13-7	☎027-382-1111
	旧松井田地域	松井田町新堀245	